

Information

【コード・コンプライアンス推進委員会からのお知らせ】

12月は「国家公務員倫理月間」です

国家公務員倫理審査会では、12月を「国家公務員倫理月間」とし、各種啓発活動を実施しています。国家公務員倫理審査会作成資料を掲示しますので、社内でご活用ください。

12月は国家公務員倫理月間です

企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には**一定のルール**があります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

禁止行為

企業と「**利害関係**」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法令違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典など含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（「国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能）

- ※ 利害関係がない場合でも、倫理法・倫理規程違反に問われることがあります。
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に違反すると疑われる行為に気付かれた方は…

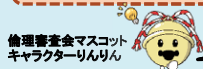
【メール】 rinrimail@jinji.go.jp

（郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細はWEBサイト参照。）

【WEB】



- ※ 匿名による通報も受け付けています
- ※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています



下記HPIに、倫理法令に関するパンフレット、具体的ケースに沿った運用を解説した事例集などを掲載しています。

国家公務員倫理審査会 <https://www.jinji.go.jp/rinri/>

企業のみなさんと国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、たとえば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が国家公務員倫理法・倫理規程違反に問われます。

- ・ 金銭、物品等の贈与をすること
- ・ 車による送迎等、無償のサービスを提供すること
- ・ 供応接待をすること(国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイト (<https://www.jinji.go.jp/rinri/>) をご参照ください。

上記ウェブサイトには、倫理法・倫理規程に関するパンフレット、具体的なケースに沿った運用を解説した事例集等も掲載しています。

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関または倫理審査会にお問い合わせください。

なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気づかれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【メール】 rinrimail@jinji.go.jp (郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のウェブサイトを参照ください)

【ウェブサイト】 <https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられる等、通報により不利益な取り扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

【電話】 03-3581-5311(代表)